

令和6年度第2回地域福祉計画策定部会議事録

(要点筆記)

日 時 令和6年7月4日(木曜日)

15時00分～16時25分

場 所 江別市民会館36号室

出席委員数 11名(うち1名は途中出席)

出席：赤川 和子、阿部 実、五十嵐 友紀子、河村 純子、佐藤 貴史、
田尾 和夫、那須 崇、東 則子、増田 秀男、八巻 貴穂、米内山 陽子

欠席：森谷 良雄

事務局	健康福祉部長	岩渕 淑仁	健康福祉部次長	四條 省人
	健康推進室長	及川 正男	介護保険課長	星野 崇志
	障がい福祉課長	鈴木 知幸	子育て支援課長	気境 智道
	管理課長	元木 大輔	管理課総務係長	高松 裕貴子
	管理課総務係主査	磯野 智宏		
	江別市社会福祉協議会次長	川口 圭太		
	江別市社会福祉協議会参事	堀込 岳満		

傍聴者 なし

議 事

(1) 報告事項

- ①第4期江別市地域福祉計画の現状分析について
- ②第5期計画の施策体系(案)について
- ③市民アンケート調査票(案)について

米内山部会長

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

これより、江別市社会福祉審議会「第2回地域福祉計画策定部会」を開催いたします。

まずは、本部会の成立及び事務連絡について、事務局よりご報告をお願いします。

高松管理課総務係長

本日は12名の委員中10名の方にご出席をいただいております。

江別市社会福祉審議会条例第7条第1項及び第3項の規定により、委員の過半数が出席しておりますことから、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日の資料を確認いたします。

(資料確認)

以降の議事を進めていくにあたりまして、委員の皆さまへお願いがございます。

本部会は、地域福祉計画策定のために福祉に関わる各団体あるいは市民の代表の皆さまにお集まりいただいております。

委員の皆さまから普段の活動や生活で感じられていることやお考えをお出しいただき、計画の策定に関する議論を深められたらと思いますので、率直なご意見等をよろしく願いいたします。

各種審議会の議事録及び資料につきましては、市のホームページ上で公開することとなり、この策定部会においても同様の取扱いといたしますのでご了承ください。

また、議事録につきましては、事務局において発言者の発言趣旨を踏まえた上で要約し、その後、確認のため皆さまに送付させていただき、必要に応じて修正して公開させていただきますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、以降は米内山部会長に進行をお願いいたします。

米内山部会長

それでは次第に沿って進めてまいります。

次第2「臨時委員の委嘱について」事務局より説明願います。

高松管理課総務係長

臨時委員の委嘱について、前回の本部会において成年後見制度についての知見を持った方を臨時委員として設置するということを決定いたしました。審議会終了後に社会福祉審議会工藤会長から、江別市社会福祉協議会の佐藤 貴史事務局長を臨時委員として推薦いただきました。

佐藤様は、江別市における成年後見制度の中核機関である江別市成年後見支援センターのセンター長でもあり、成年後見制度並びに地域福祉についてのご意見をいただけることから、臨時委員にご就任いただきました。

それでは、健康福祉部長の岩渕から委嘱状を交付いたします。

(委嘱状交付)

米内山部会長

佐藤委員、一言ご挨拶をお願いします。

佐藤委員

皆さんこんにちは。

江別市社会福祉協議会の事務局長、そして成年後見支援センターのセンター長という立場で参加させていただきました。今後、成年後見を始めとした権利擁護の部分も含めて、計画策定の審議に参加させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

米内山部会長

それでは、次第3「議事（1）報告事項①第4期江別市地域福祉計画の現状分析について」事務局から説明をお願いします。

磯野管理課主査

「①第4期江別市地域福祉計画の現状分析について」ご説明いたします。

資料1をご覧ください。

こちらは、第4期地域福祉計画の令和4年度の主要施策別評価一覧で、地域福祉計画の基本目標、基本施策、主要施策という体系に沿って、評価結果を数値で示した資料となっております。

体系のさらにその下には多くの個別事業が属しておりますが、それらの事業について担当部署で5段階評価し、それを平均したものが表の中央の「主要施策評価」の欄の数値、それを基本施策ごとに平均したものが左から3番目「基本施策評価」の欄に記載している数値となります。

一番右側には参考に直近3年間の各個別事業のこれまでの主な取組を記載しており、いくつか表を入れていますが、この数値については多ければ良い、少なければ良いという成果を示しているものではなく、あくまで活動量をお示ししたものです。

各担当部署での評価作業は例年9月頃に行っており、前年度の評価が確定するのは10月下旬以降となるため、今回は令和4年度の評価を直近の資料として掲載しております。

また、令和2年度から令和4年度のコロナ禍の期間中の数字であるため、相談等の数字が増えている事業もあれば、活動量が減少している事業もございます。

ここからは資料に沿って、主に基本施策の評価と各主要施策の主な取組の内容をご説明させていただきます。

基本目標1「支えあいの仕組みづくり」の基本施策1「関係機関による相談支援体制の充実」の施策評価は3.6です。

主要施策①「相談窓口の充実」では、主な取組として市民相談を始め、高齢者や子育てなど幅広い分野で相談支援体制を整え相談を受け付けております。

令和2年度から令和4年度の主な取組として、地域包括支援センターの相談件数の推移と生活困窮者自立支援事業で設置しているくらしサポートセンターえべつの利用者のうち、支援を終了した人数の推移を掲載しております。

主要施策②「訪問相談体制の充実」ですが、こちらでも広い分野において訪問による支援を行っており、民生委員や各相談機関などと連携を図りながら活動を進めました。

主要施策③「生活困窮者支援対策の推進」では、くらしサポートセンターえべつを総合社会福祉センター内に開設し、様々な生活の困りごとについての支援を行っています。

その中で、「生活困窮者自立支援ネットワーク会議」を立ち上げ、相談者が抱える複合的な課題に効果的に対応するため、色々な関係機関と顔の見える関係づくりを進めました。

2 ページ上段、基本施策2「福祉サービスなどに係る情報提供の充実」の施策評価は3.2です。

主要施策①「サービスなどに係る情報提供の充実」では、広報えべつやホームページ、市独自の広報誌での情報提供のほか、出前講座による事業周知、また子育て分野では、アプリの利用開始も進めております。

主要施策②「苦情相談などの周知」では、問題解決の仕組みの周知を行いました。

主要施策③「権利擁護の体制整備」では、成年後見支援センターを成年後見制度推進のための中核機関と位置付け、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための環境整備を進めるとともに、市民後見人養成研修やフォローアップ研修など、地域で活動する市民後見人を増やす取組を進めました。

2 ページ下段、基本施策3「支援につなぐ体制づくり」の施策評価は3.1です。

主要施策①「関係機関による連携促進及び包括的な相談体制の構築」では、地域課題の解決に向け、各分野の相談等に対し、支援機関のほか自治会や民生委員といった地域住民との連携も図りながら取組を行いました。

3 ページ上段、基本目標2「互いに支えあう地域づくり」の基本施策4「福祉を担う人材などの確保・育成」の施策評価は3.2です。

ここでは、主要施策①「担い手の掘り起こしの推進」として、身近な地域での通いの場を広げる取組を行う介護予防サポーター養成講座の開催等の取組を行いました。

主要施策②「担い手の人材育成」では、社会福祉協議会におけるボランティアセンターの運営、また、地域で活動する人材育成として、セミナーやワークショップの開催、市民活動に対する相談事業等を行っております。

次に中段、基本施策5「地域における福祉活動の促進」の施策評価は3.2です。

主要施策①「自治会による地域福祉活動の環境づくり」では、自治会による地域づくりのための運営補助の他、担い手確保のためのセミナーの実施、また社会福祉協議会が実施する愛のふれあい交流事業における支援、介護予防の取組として自治会での口腔ケア予防セミナーの開催等も行いました。

主要施策②「民生委員・児童委員の活動促進への支援」では、民生委員の活動向上に向けた支援の他、見守り活動促進のため、高齢者名簿の情報提供を民生委員児童委員連絡協議会を通じて行いました。

4 ページ主要施策③「災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備」は、避難行動要支援者避難支援制度の普及に努めた他、社会福祉協議会にある災害ボランティアセンターの運営内容について周知いたしました。

基本施策6「ボランティア団体などの活動促進」の施策評価は3.0です。

主要施策①「ボランティア団体などの情報発信」では、市民活動団体の活動を冊子や照会サイト「コラボのたね」などを通じて情報提供を行いました。

主要施策②「ボランティア団体などの活動基盤強化」では、ボランティアセンターへの運営補助や、ボランティア団体など福祉活動を行う団体の社会参加に対するバス代への補助を行っています。

基本施策7「協働による地域福祉体制の推進」では、主要施策①「地域における連携体制づくり」として、大学と地域・市民活動団体と地域などを結びつけるため、それぞれの主体が出前講座を実施し、地域と専門分野の連携に努めました。

主要施策②「企業・団体における地域貢献活動への働きかけ」では、企業から協賛品の提供を受け、4か月未満の乳児を全戸訪問するこにちは赤ちゃん事業などを実施してきました。

5 ページ基本目標3「地域福祉を推進する環境づくり」の基本施策8「支えあい意識醸成と環境づくり」の施策評価は3.4です。

主要施策①「地域サロン・集いの場づくり」では、おもちゃ図書館やあそびの広場、シルバーウィークなど様々な分野で各種集いの場を開催しました。

主要施策②「青少年の福祉体験の促進」では、令和2年度から令和4年度はコロナ禍で開催できなかった事業もありますが、青少年赤十字への支援や総合的な学習の時間の活用などにより、小中高生のボランティア意識を高めました。

主要施策③「大学との連携促進」では、地域と繋がる大学の調査研究や大学生の自主的な取組に対する補助等で、大学と地域の連携を促進しました。

基本施策9「快適に暮らせる生活環境づくり」の施策評価は3.2です。

主要施策①「バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」では、ハード面では地域

の足となるバス路線の維持のためのバス事業者への補助や街路・道路事業等においてはバリアフリー化整備を進めています。

また、手話通訳の派遣など、情報提供の面でのバリアフリーも実施しています。

主要施策②「地域で安心して暮らせる環境整備」ですが、こちらは社会福祉協議会で実施している自力で除雪が困難な方を対象とした通路確保のための除雪サービスを行いました。

以上が第4期地域福祉計画の評価となり、全体の総合評価は表の右上に記載のとおり3.2と全体として概ね順調に進んでいる状況です。

令和5年度の評価については、これから各担当に調査をする予定となっております。

米内山部会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはありませんか。

増田委員

評価の満点は5.0でしょうか。

これだけの項目を全て網羅するというのは、職務の上でやらなければいけないこともあるでしょうが非常に大変かと、敬服いたします。

2ページの主要施策③の成年後見支援センターの運営について、研修の受講者数は記載されていますが、過去も含めてフォローアップ研修を受講された市民の方が実際に後見人になったという例はあるのでしょうか。

一般の方が後見人になるのはなかなか大変だと思うので、大体は専門家の方が後見人になるのではないかと思います。もし数字をお持ちでしたら参考までにお聞かせいただきたい。

川口社会福祉協議会次長

実際に市民後見人が個人で受任しているケースはございまして、現在4件で、過去の分を合わせると正確な数字を持ってきておりませんが、6、7人は個人で受任しているケースがあります。

その他の方々も、江別市社会福祉協議会が法人として後見人になっているケースに「後見支援員」としてご協力いただいております。こちらにつきましてはかなりの方が参加していただいております。

米内山部会長

「報告事項②第5期計画の施策体系（案）について」事務局から説明をお願いします。

磯野管理課主査

「報告事項②第5期計画の施策体系（案）について」ご説明いたします。

資料2をご覧ください。

第5期地域福祉計画を策定するにあたり、今ほど説明させていただいた第4期計画の評価をもとにして、新しい計画についての組み換えが必要かという部分でこちらの資料を作成いたしました。

左の欄に第4期計画と令和4年度評価を記載しており、赤字は3.5を超えた高い評価になります。

基本施策1「関係機関による相談支援体制の充実」及び基本施策8「③大学との連携促進」については、担当課の評価としては概ね高い水準での評価がついております。

それを受け、第5期計画を策定するにあたり、法改正や新しい福祉に関する概念として必要な内容を表の中央「法改正等の変更要因」として掲載しております。

今回の計画策定にあたっては、前回の部会でもご説明いたしましたが、社会福祉法の改正の中で「重層的支援体制の構築」というものが1つキーワードとなっております。

また、計画に影響される他の計画として、江別市第7次総合計画、北海道地域福祉支援計画、そして最近の新しい概念ですが、ケアラー、ヤングケアラーに対する支援、今年4月施行の孤独孤立対策支援推進法等を新しい計画に盛り込んでいく必要があるということで、こちらの方にまとめて掲載しております。

下段については、成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を地域福祉計画と一体的に整備をするということで掲載しております。

また、福祉だけではなく、住宅政策等も関わってくる部分ではありますが、住宅セーフティネット制度、住宅確保要配慮者への居住支援の強化という部分が国土交通省と厚生労働省においても一緒に取り組んでいかなければならない内容としてあげられていますので、検討する材料として掲載しております。

これらを受け、右側が第5期計画の基本理念、基本目標、基本施策を並べたものになりますが、それぞれ新しく組み換えを行うということで、案として提示させていただいて、こちらを骨子案として考えていければと思いますので、今からご説明いたします。

骨子は、計画にどのような項目を設定するかという骨格にあたる部分になり、前回の部会の中でも、基本的には第3、4期とこれまでの計画は同じような理念、同じような内容としているので、大きく変えることは想定してない旨ご説明いたしましたが、引き継ぎながら、概ね達成したような部分については少し組み換え等を行いたいということでお示ししております。

まず、一番上の赤字の基本理念「お互いさま、みんなで支えあう地域づくり」は第4期まで変えることなく設定してきましたが、今回は少し文言を変える整理をして、案として見え消しにしていますが、「みんなでつくる支えあいのまち」を事務局案として提示させていただいております。

今回の総合計画における目指すべきまちの姿として、5つのまちづくりの基本理念があり、その中の2つ目に「みんなで支え合う安心なまち」という理念を掲げておりますので、この総合計画にぶら下がる地域福祉計画の理念についても総合計画に少し寄せる形で整理をしたいと考えております。

その基本理念のもと、基本目標1・2・3についても文言を少しわかりやすく整理したいと考えております。

第4期は、基本目標1「支えあいの仕組みづくり」、基本目標2「互いに支えあう地域づくり」、基本目標3「地域福祉を推進する環境づくり」という形で基本目標を立てておりましたが、基本目標1と2の文言が似通っており、差異をわかりやすくするため、書き方を整理しております。

第5期計画については、基本目標1「支えあいの仕組み」の内容をわかりやすく、はっきりした表現にするため「だれもが相談しやすい仕組みづくり」に変えております。

そこにぶら下がる施策ですが、第4期の基本施策1「関係機関による相談支援体制の充実」と基本施策3「支援につなぐ体制づくり」の2つを統合して組み換え、第5期の基本施策1を「困りごとに対する支援体制の充実」としたいと考えております。

内容としては、重層的な支援体制あるいは包括的な相談体制を構築していくという、相談体制についての内容を統合するという形で整理をしたいと考えております。

基本施策2「福祉サービスについての情報提供の充実」は、内容自体は変えていませんが、ここに記載していた権利擁護の体制整備という成年後見制度が関わってくる内容を、基本施策8へ統合して頭出しをしたいと考えております。

また、説明が前後してしまいましたが、今回、計画の文言を整理しており、役所言葉に近い表現についてはわかりやすい表現に変えるため赤字で修正しております。

例えば、基本施策2であれば、「サービスなどに係る」という表現を「サービスについて」という表現に改めさせていただいております。

基本目標2は、第4期までは「互いに支えあう地域づくり」としておりましたが、第5期においては「互いに支えあう」という部分を少し具体化し、「お互いの暮らしを支えあう地域づくり」という形に変えたいと考えております。

内容については、基本施策の番号を繰り上げている他、基本施策4の災害に関わる施策を基本施策9にのめたいと考えております。

基本目標3「地域福祉を推進する環境づくり」は、そのまま継続して進めたいと考えております。

ただ、この中に基本施策8として新しく「地域で生活し続けられる取組の推進」という基本施策を設け、そこに「①権利擁護の取組の推進」、②「再犯防止の取組の推進」という項目を設けたいと考えております。

また、基本施策9「快適に暮らせる生活環境づくり」は、「快適に」という表現をわかりやすくするため「安全安心に暮らせる生活環境づくり」という表現に変え、ここに先ほどの「災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備」という項目を③として入れたいと思っております。

表現としては、「暮らせる」の「暮」を「く」と平仮名に、繋ぎをコンマから「や」にするなど、総合計画に合わせ、地域福祉計画もわかりやすい言葉を使うという形で整

理をしていきたいと考えております。

地域福祉計画の基本目標の作りですが、1・2・3それぞれ、基本目標1は「支えあいの仕組みづくり」だったものを「だれもが相談しやすい仕組みづくり」と「仕組みづくり」という部分でまとめましたが、これは、どちらかというところ、行政の制度の話の内容ということで、「仕組みづくり」という形で載せたいと思っております。

基本目標2「お互いのくらしを支えあう地域づくり」は、内容としては、福祉人材の確保、地域における自治会や民生委員の活動支援、ボランティアの支援と、地域における福祉に関する住民との協働についての内容になっておりますので、こちらについては地域の皆さんとともに作っていく福祉という内容になっております。

基本目標3は、環境づくりと地域福祉全体の推進という形での整理ですので、サロンのようなものや先ほどのバリアフリーの話などハードの部分であったり、そういったものを推進していく部分ということで整理をして、それぞれ3つ大きく分けて整理をし、そこにぶら下がる施策をさらに整理していきたいと考えております。

米内山部会長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはありませんか。

阿部委員

基本目標3「①地域サロンや集いの場づくり」とありますが、これは高齢者クラブでは別の課でやっていますが、予算をつけてやっているのでしょうか。

言葉では地域サロンや集いの場づくりと言っていますが、今実際に江別市高齢者クラブ連合会が中心となってやっているのは、江別3地区・野幌地区・大麻地区・江別市高齢者クラブ連合会の事務局、大体その位が地域づくりをやっていて、予算関係は社会福祉協議会からの助成金を充てているもので、なかなか活動らしい活動ができないです。

もう6、7年位前ですけれども、福祉課の方から、将来的には介護というのは地域の人で支え合う時代が来るから、そのためには今からそういう地域づくりをしていこうということでスタートしましたが、なかなかそれがうまく定着するのは難しい。

社会福祉協議会の予算もだんだん減り、予算そのものが減っていくので、活動らしい活動ができていないような気がして、その辺をもう少し何か、わかりやすいような形を将来作っていかないといけないと思う。

おそらく、当時は国からこういった通達がきているということで、大分勉強させてもらったが、かなり厳しい内容ですから、到達するにはそう簡単な問題ではなく、その辺の予算措置も何もしないで、ただやってもなかなか難しいのかと思う。

そういうことが今日、気になりましたがいかがでしょうか。

元木管理課長

地域サロンや集いの場づくりについては、高齢者クラブの関係ではそういった事業が

あるかと思いますが、おもちゃ図書館など子どもから高齢者までの間の部分の活動の場というところで予算づけしているものからいうと、健康づくり推進事業だとか、そういったものも含めて、市の方では実施をしている状況です。

先ほどのお話については、高齢者の部分も含めて、地域での活動の場を作るということからいうと、一般介護予防事業等で通いの場を作るということになろうかと思いますが、そういった場がやはり、言葉が悪いかもしれませんがコロナによって破壊されてしまい、もともと活動のリーダーとなる人がいたところ、この3年の間にその人たちがいなくなってしまい、元に戻すのがなかなか難しいと聞いております。

ですのでそこをまた一からどうやったら作れるかというところは、阿部委員のおっしゃるとおりで、そこが難しい部分だけれども必要なところと認識はしています。

阿部委員

当時はかなりハードルが高いので、我々、自治会、高齢者クラブ、ボランティア団体が、介護が必要な方の掃除洗濯、買い物など色々なことをどんな形でどんな方法でやったらいいか、やる方向で進めていったんですね。

それが何かこう立ち上がっていったようなものだから、その辺は、実際は包括支援センターと話しながらある程度進めているんです。

四條健康福祉部次長

通いの場の話が出ましたが、管理課長が言うように、コロナで一旦活動がほぼストップしましたが、これが去年、5類になってどうかということで、今、ぼちぼちと再開の動きはありますが、コロナ前に戻っているかというところではありません。

その中で課題認識としましては、介護が必要になる前の段階で、表に出て行って人と交流をしたり、体操したり、茶話会のようなものでもどんな活動でもよろしいですが、少なくとも週に1回程度以上は、何らかの活動に地域で参加できる場所があって行けるという状況になることが望ましいと考えております。

しかしながら、先ほどの話に戻りますけれども、大分拡大した活動の場がコロナで縮小してしまい、それをまた新たにリスタートするという形で地域包括支援センターにもお願いをして、通いの場等を回復していくための取組を進めておりますけれども、いかんせん誰か核になるような、声をかけて、主催をしていただけるような方がなかなか見つからないというのが現状にあるようでして、そういったところの発掘に苦戦をしているような状況にあるということでございます。

これに関しましては引き続き、そういった通いの場を拡大するですとか、通いの場に限らず地域において高齢者の方も始め、何かある方が参加できる場というのを増やしていくことが必要だろうと考えておりますし、そのことをこの計画の中にも謳っていくことになるだろうというふうに考えております。

阿部委員

わかりました。

1回立ち上げたものが無くなり、最初から立ち上げるとなると非常に難しくなります。

今、せっかく場づくりをグループでやっておりますので、地域包括支援センターや社会福祉協議会も含めて、ある程度関心を持ってもらえればと思っております。

那須委員

第5期の基本施策1ですが、困難事例、地域で困っている事例に対応するのがこの相談支援体制だと思っています。

それで、第5期にここを強化していこうという取組だと思いましたが、高齢ですとか障がいですとか、様々な方々の困りごとが色々あると思いますけれども、その中で、この「重層的」という新たなキーワードは非常に大事なことだと思います。

色々な方々が連携して、それぞれの知恵を出し合って、その方々が困っている人を助けるということだと私は認識していますが、この文言が入って具体的にどう改善していくのか、どういう狙いなのというところを教えてくださいたいと思います。

磯野管理課主査

前回の令和元年の策定の際にも、キーワードとして「包括的支援体制」という言葉はすでにあり、それを基本施策3にも入れています。

実際に現状、色々な制度の中で、いわゆる縦割りと言われているような制度の中でも、それぞれの相談機関等が連携をしながら対応している部分はあるとは思いますが、それに今回「支援体制の充実」という形で、基本施策1に位置付け、これから検討を進めていく段階、まだ実際に国の制度として補助金をもらっているような形で「重層的支援体制整備事業」というものに江別市は取り組んではいないのですが、実際の連携の体制というものはいずれにしても作っていく、現にあるものを実際に強めていく必要性は、地域福祉の担当としては考えておりますので、これからの話にはなってしまいますが、庁内、市内社会福祉法人、民生委員の方々等、そういった方々にお話を伺いながら連携体制を強化していくということも含めて、これからこの計画に盛り込んでいく必要があるかと考えて、今回内容の組み換えという形で「重層」という言葉も入れる案として出させていただきました。

東委員

先ほど基本政策7「地域サロンや集いの場づくり」に関して阿部委員からお話がありましたが、障がいのある方にとってもやはりこういうものが必要で、今現在立ち上がっているものはそうないと思いますけれども、今後ぜひそういう場を設けるお手伝いをしたいというようなことを以前お話した覚えがありますが、江別市の政策としてそういうものに対する支援など考えていただいていると捉えてよろしいのでしょうか。

それとも、高齢者に対するものであれば予算をとって支援はできるけれども、将来で

あるとか他の部分に関して、例えばヤングケアラーの場合であればそういう方達が欲しいとすれば、ご本人達に集まっていたいてというようなこともあり得ると思いますけれども、そういうことに対する取組も考えていますということで受け取ってよろしいのでしょうか。

四條健康福祉部次長

地域福祉計画というのは、総合計画の下にあって様々な福祉計画の上にある、様々な福祉計画というのは、高齢者に関するものもあり、障がい者に関するものあり、子どもに関するものがあるというような作りになっております。

ですから、地域福祉計画でいうところの、こういった場を作るということは、高齢者に限った話をするわけでは決してありません。

ただ、かといって全部できるのかというのは、これからの優先順位などを図りながら検討していくことになります。

この部分は、今後9年間を見通した大きな計画を策定する中で、必要な場づくりというものに取り組んでいきますというものになり、概念の中には当然、若い方、高齢の方、障がいのある方含めて、どのようなことができるかということを入れていく計画になるということでございます。

河村委員

今とても心強いお言葉をいただきました。

今まさしく女性団体協議会で、この資料1にも載っている場として「おもちゃ図書館」を運営させていただいております、35周年を迎えました。

最近、北海道新聞やSNSなどで取り上げていただき、おかげさまで社会福祉協議会にもお世話になり、地域食堂もやってみようと、いかんせん食品を扱うため保健所の問題もありまだ決定ではありませんが、旧町村農場の広場の一部を使っていいとお話もいただき、やっとここへ来て日の目を見られたというか、非常に心強く思っております。

それも、今までは障がいのあるお子様だけ一緒に遊ばせていただいておりますが、ここへ来て、健常者もいいのではないかとということで、この社会、大人になってからも共に健常者も障がいのある方も関わっていくことですから、子どものうちから関わっても不思議なことではない、昔のように偏見の目を向けるのではなく、そういう場を使う、作っていったらいいのではないかと、ということで会長ともども動いて参ります。

よろしくお願いいたします。

四條健康福祉部次長

ただ今お話いただきましたけれども、今日的によく言われることとして、差別や偏見がないということ、SDGsの中でもそういった部分は触れられておりますけれども、もう1つ顕著だったのが昨日の優生保護法は違憲であるという裁判の判決も当然そうだとするところもありますが、そういった中で、市としても目標を掲げて取組を進めて

いきますが、ただ、どうしてもこういった分野というのは市だけでできるものではないというところが、我々としては、結構大きな課題、悩みになるのかなと思っております。

今ほど、女性団体協議会のように団体として活動をいただいて、こういった場づくりに参加いただいている多くの方もいらっしゃると思いますが、ただ、やはりもっと多くの方にその地域に目を向けていただいて、そういった活動の場が広がることが望ましいのですが、一方で、なかなか忙しい社会といいますか、生産労働人口が減少している中でそういった場の担い手として活動していただける方をどのように発掘していったら、実際にどのように場を増やしていくか、成立させていくか、理想としては計画に当然載せることになってしまいますけれども、実際にそれが実を結ぶかどうかというのがこれからの取組だろうというふうに考えます。

米内山部会長

ありがとうございます。

私の地域もやはりほとんどが高齢者で、若い人は働いているのでなかなかやっていただける方というのが難しい状態なので、少しずつでもいいからやっていこうかなと思っています。

五十嵐委員

基本目標１ですが、第４期の評価が載っていますが、これは内部での評価だと思うので、住民側から感じる評価とは少し乖離があるのかなというのが私の印象です。

基本施策１については概ね達成、基本施策３については第５期では消されていますが、相談窓口自体は充実したのかもしれないですけども、それが正直ちゃんと機能しているのかなというのが、私が日々高齢者と接している中で感じているところです。

高齢者側から相談に行くとか相談に来てもらって、１回目は相談が成立しましたとなったとしても、高齢者の特にお一人暮らしの方というのはご自身の体もそうですし、環境的にも日々刻々と状況が変化していきますので、どこかに繋げていただいて、その後も継続的に支援や相談を続けていただくということが全くされていないという方が、非常に多いという印象です。

私も毎日毎日、同じ人にお会いできるわけではないので、たまにお会いしに行くと、やはり高齢者の方というのはすごく状況や体調が悪くなっていて、特に緊急性を要する、救急車を呼ぶなら呼ぶですぐできますが、そこまできなくても昨日まで買い物に行けていたけれども、足腰が痛くなって今日からは食事を作ることも難しくなってきたとか、今日から除雪ができなくなったなど、お一人暮らしの方は急を要するような環境の変化というのは非常に多いです。

そういう場合に私も相談窓口にご相談させていただきますが、市役所なので色々と手続きを踏まないといけないというのはわかりますけれども、それでも訪問するまでに１週間お待ちくださいということも結構あるので、そういった支援や相談の迅速性についても、住民側としてはもっともっと強化していただきたいところだなというのが私の意

見です。

元木管理課長

第4期の基本目標1の部分かと思いますが、内容的にはこの窓口を作って、その中身の話という認識でよろしいでしょうか。

実際に窓口は作ったのかもしれないけれども、スピード感がないとかそういうことでしょうか。

五十嵐委員

そうですね、その中身というか、その後はどう繋げていくかというところです。

元木管理課長

それは基本的には高齢の方の事例が多いのでしょうか。

五十嵐委員

私が知っているのは高齢者が多いです。

元木管理課長

今のような高齢者のケースで、地域包括支援センター等と繋がりが一度できると、そこから切れずに対応していくという形になっていまして、ご本人の状況が悪くなったら何らかの形で適切な機関等に繋ぐという対応をすることになりますが、そこがあまりうまくいってないということでしょうか。

五十嵐委員

そこも正直疑問を感じているところで、地域包括支援センターが実際に関わっていたとしても、例えば本人がデイサービスを拒否したとか、地域包括支援センターに勧められた何かを拒否したとかとなると、それではもうこちらからできることはないですねと、多分、地域包括支援センター側の判断でストップしているという方が結構多いです。

星野介護保険課長

流れとしては、介護認定を受けて介護サービスを受けていくといった仕組みにもとづいて動いているところがありますので、おっしゃられているとおり、1週間で急変してしまって対応ができていないというようなことはあるかと思います。

もし何かそういったことがあった場合は、ケアマネジャーですとかそういったところから相談を受けて、その過程で何か大きな問題になっていけば対応はしていますが、相談されていることというのはそこまで大きな問題ではないけれども、迅速性がないというような状態ということでしょうか。

五十嵐委員

先月は断っていたサービスでも、次の月になったらもう断りようがないというか、どうしようもなくなっている状況というのは結構あるので、そういう場合に、なるべく本人の意思は尊重すべきですけど、それでもやはり別の介護サービスを使ってみようかといった提案はできるかと思うので、何かしら継続性は欲しいなと思います。

星野介護保険課長

相談があればそういった代替のサービスをご提案していくということは、地域包括支援センターもケアマネジャー含めしていく形になるかと思いますが、ケアマネジャーも業務のひっ迫があり、迅速性が保たれていない部分も認識しております。

改善できるような方法を検討していかなければいけないという課題意識はもっております。

四條健康福祉部次長

切実な話だということはそうなのだろうと思いますが、不適切かもしれませんが、正直、毎日その方の様子を確認するようなマンパワーがないのが現実で、急変に対応できるか否かで言われてしまうと、できませんというお答えになるかと思います。

それは、例えば、行政のみが実施をするということになれば、それはもう本当に無理だと思います。

そのためにも、地域の皆さんの支えをいただきながら、高齢者の方だけではないと思いますけれども、見守りが必要だということだと思います。

ただ一方で、今社会問題化している状況ですけれども、その地域の地縁の力というのが弱まっていて、これは江別市に限ったことではなく全国的な話で、特に農村部だとか、そういったところではまだ残っているかもしれないですけれども、比較的都会と言われるようなところではより弱まっている。

要はこの地域力をどうやって上げるのかというところがテーマになってくると思います。

市として、もしくは市の関係の組織として、相談が受け身になっていっているのではないかという問題提起もあるかと思っております。

可能であればやはり、アウトリーチをかけるような相談支援体制が組めれば、それは最善だとこちらも認識をしていますが、マンパワー等の問題があり、それが皆さんの満足いただける水準に到達しているかと言え、必ずしもそうっていないと理解しております。

そこにどう近づけていくかということは、大きな課題として存在していることは認識しております。

一方で、そういったところが十分に果たせないというもどかしさやジレンマ、そういったものも当然あわせ持ちながら、どういった形が今後求められていくのか、先ほどの高齢者の方が相談しづらいのかどちらかわからないですけれども、それをカバーするも

のとしてIT機器等を今後使っていくだとか、市では緊急通報システムという仕組みも用意しておりますので、そういったもので緊急時に対応していくような、ツールで対応できるものは対応していくような形もあるかと思います。

また今回、緊急通報システムは新たに仕組みを変えて始めたりもしておりますので、一足飛びに市民の皆さんが納得、満足するようなところまではいけないとは思いますが、進めていけたらと考えておりますのでご理解いただければと思います。

米内山部会長

「報告事項③市民アンケート調査票（案）について」、事務局から説明をお願いします。

磯野管理課主査

「③市民アンケート調査票（案）について」、ご説明させていただきます。

前回の策定部会で赤川委員から、部会終了後に五十嵐委員からご意見をいただき、ありがとうございました。

それらを反映した形で修正を加えたものが、こちらの資料3になりますが、大きく変わった部分だけご説明をさせていただきます。

前回の部分から文言の修正等も含めて、赤字で修正しております。

2 ページの家計状況についての設問は文言の整理をしており、問9については「食生活が悪い」という項目がわかりにくいため修正しております。

3 ページの近所付き合いについての赤字部分は、わかりやすい表現に文言の整理をしております。

6 ページの問 27 の日常生活の不安の相談についての設問ですが、五十嵐委員から、行政書士、司法書士、弁護士等の士業の方、法律職の方も結構相談を受けると教えていただきましたので、ご意見をいただき、選択肢 17 番の「法律職」という項目を追加しております。

7 ページは、地域での生活や福祉サービス等について誰が担うべきかという意識を問う質問になっております。

行政か住民かどちらだと思うか、1 から 5 までの段階をつけて、それぞれのサービスや支援に係る内容をお聞きしているものですが、五十嵐委員から行政と住民との境目がすごく悩んだというご意見をいただきました。

例えば、民生委員でいうと北海道の任命を受けている方で地域の方だとどちらになるのか、介護サービスなどのサービスを提供する専門職の方は行政・市なのか地域の人なのかなど、自分で答えを作りながら迷ったというお話がありました。

こちらについては、先ほどの議論の中でも少しありましたが、それぞれの捉え方、例えば民生委員は地域の相談先として住民の方が担っていただいているというところで住民かなという認識が私の中ではありますが、それは答える方にお任せしたいと思っています。

介護サービスについては、行政・市が提供しているサービスを事業者にやっていただいているという部分もあるので行政に近いのかなという認識はありますが、そちらはそれぞれの捉える方次第かなと思っております。

この設問自体については、先ほどの議論の中でもあったように、行政だけのマンパワーではできないと言ってしまうと、住民にやらせるのかという押し付けに捉えられかねないというご意見をいただきましたが、その中でも、やはり地域の福祉を支えていく、地域住民の方も一緒に作っていくという意識の中で、こういったものであれば住民でもできる、住民が担うことも可能であるというような意識が、こういった部分であるのかというものを問う内容になっていますので、このままで進めさせていただきたいということで、内容的には修正をせずにいます。

寝たきりや認知症の予防、必要なセミナーなどは行政でできると思いますが、全てについて毎日行政が見守りに行くといった話ではないと思いますので、そういった部分で地域の方に見守りに入ってもらうというようなことはご協力いただきたいということで、そういった部分を市民の皆さんがどのように考えているのか図るための指標として、残したいと考えております。

8 ページですが、こちらも五十嵐委員からご意見をいただいたもので、問 31 の現在暮らしている地域が住みやすいかという設問について、その理由を聞くことが大事ではないかということで問 32 を追加しております。

10 ページは、前回の部会でもご説明いたしました成年後見制度について、大きく設問内容、表現を変えております。

3,000 人を対象に送るアンケートですので、これ自体が周知にもなることから、成年後見制度についての説明を一番上に少し詳しく記載しております。

問 37 で成年後見制度の認知度、問 38 で必要性について聞いたうえで、江別市成年後見支援センターの認知度を図る設問を加えております。

アンケートの修正部分は以上になります。

アンケートについては、現在対象者の抽出作業を進めており、ランダムに抽出した 3,000 人の対象者に対してお送りする予定です。

今皆さまにお配りしているアンケートの表紙では、ID とパスワードが空欄になっていますが、その部分が印刷されたものをお送りします。

米内山部会長

何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

五十嵐委員

成年後見制度の問 38 は前回のアンケートになかったと思いますが、この質問をする意図は何なのかと思いました。

前にいただいた問 37 の方が、成年後見制度利用促進に向けては活用しやすい設問で

はなかったかと思いました。

また、問 39 で「必要だと思う」と答えた方に回答を限定していますが、どうしてでしょうか。

あとは7 ページですが、これはやはり自分で回答したときにかなり回答しづらいと感じました。

先ほどのご説明で、その方それぞれの捉え方で答えてもらうということでしたが、捉え方それぞれで答えられるようなアンケートというのはあまり意味がないのかなと感じました。

先ほどおっしゃっていた民生委員もそうですし、地域包括支援センターや社会福祉協議会は行政には近いけれどどちらに入れたらいいとか、振り込め詐欺や医療のことなど、そういったことに関して消防や警察、医療関係というのはやはり行政だなとなりますし、大きく総合的に見て、問 28 は何を意図した質問なのかと疑問に思いました

星野介護保険課長

問 38 の成年後見制度の設問の意図とのことですが、こちらは当初の設問と比べ、どういったときに成年後見制度が必要になるのかということを経験の中に入れてことによって、それについてある意味選択の幅を狭めることによって、答えやすくなるといった意図がありました。

それと同時に、どういった内容で成年後見制度が必要とされるのかということを経験の意味を絞込むような意図としてこういった設問といたしました。

元木管理課長

7 ページの問 28 ですが、おっしゃられる内容は良くわかります。

こちらの意図をご説明いたします。

福祉の部分については、先ほども行政だけでとの話がありましたが、ご存じのように、行政だけの一方的な福祉サービスの提供という形では、全てのサービスがまわらないということが実際ありまして、今は地域全体で見守るという地域づくりをどうしようかと、国においてもそういう方針で、基本政策 1 にあります重層的な支援体制といった行政だけではなく、地域の人あるいは福祉サービス、民間も含めて、全体で地域の見守り支援をしていこうというところにこの質問の意図があります。

確かにこれまでは、全ての福祉は行政が担うものというところがありましたが、住民の方から見て、これはどちらかというと住民でやるべき内容なのかな、近所の人が見守りをするのかななど、そういった部分の意向を確認して、計画に反映していくということとでございます。

そういう意味で、委員がおっしゃったように、その感覚で回答いただく方が、逆に市民の方がどう思っているか、市民の方が今、これは行政が取り組む内容だと思っているけれども、行政としては今後、こういう形で地域の方と一緒にやっていきたいと考えていますという計画づくりの中で参考にさせていただきたいといった意図でございます。

八巻委員

12 ページ「～地域共生社会を目指すために～」とありますが、表示などこれまでと違いますが、何か意図はありますか。

磯野管理課主査

このページですが、前回の第4期のアンケートもほぼこの形の表示をさせていただいて、内容的には変えてはいません。

ただ、前回の第4期、5年前は、社会福祉法の改正の少し前位からのキーワードとして「地域共生社会」というものが謳われており、この地域福祉計画で謳う内容として、地域福祉の中身はこの地域共生社会に結びついていくというのが、厚生労働省が言っている地域福祉計画、社会福祉法の目標となっているというところで、この項目について大きく載せるということは間違いではないかなと思っております。

「目指すことが必要とされています。」というふうに書いてはいますが、この地域福祉計画で目指すところは、先ほどご説明した「みんなでつくる支えあいのまち」、総合計画でも「共生」というワードは謳われておりまして、この地域共生という言葉自体は、市民の皆さんに知っていただきたいことでもあるので、前回のままですと簡単に言ってしまうのですが、この言葉自体を目立たせることは市として必要かと思っております。

八巻委員

3 ページの間 17 から間 18、19 に振り分けられて回答するようになっていて、間 20 は全員回答ですけれども、間 20 の問題が小さいので、ひょっとしたら間 18 を答えた人はそのまま次の「地域活動やボランティア」にいてしまうかもしれないので、「全員にお聞きします」など一文入るだけでも違うと思います。

磯野管理課主査

わかりました。

赤川委員

6 ページの間 27 「誰に相談しますか」で、回答はいくつでもなっていますが、何に注目したいのでしょうか。

「家族」だけでの1項目だけではだめなのでしょうか。

磯野管理課主査

こちらのアンケートを分析していく上で、色々なクロス集計をしていく形になりますので、最終的にどこまでのデータを報告書として提示できるかは集計した結果になりますが、最初に「あなた自身について」というところで、「一人暮らし」、「夫婦2人」などご自身の属性を答えていただく設問がありますが、そこをクロス集計をした際に、1人暮らしであれば当然「同居している家族」を選択しないと思いますし、例えば高齢夫

婦世帯だったら、同居している夫婦間で相談してこの問題を解決しているのか、もしくは、例えば遠方に住む子世代に相談をしているのか、というようなものを見ていく中で、市域内で相談が完結しているのか、遠方に住む子どもに相談をして、その結果、その相談を受けた子どもが、江別市に住んでいる高齢の親についての問題をどうやって解決するのかということ、やはり多分、遠方からまた江別市に子どもから相談があって対応していくということも増えていくとは思うので、そういった色々なパラメーターを組み合わせしていく上で、市内で完結している世帯もどれだけあるのかというような見方ができるということになります。

これだけでどういう意図があるのかと言われますと、色々な組み合わせができるということで考えて入れている項目になります。

五十嵐委員

成年後見のところですが、前回、令和2年の市民アンケートの集計を見ましたが「誰が後見人になるか不安」という割合が結構多く、私も相談を受ける中で結構聞かれますが、最終的には家庭裁判所が後見人を決めるので、本当に誰だか知らない人が勝手に後見人としてついてしまうといったイメージがおそらくあるのだと思います。

そして、そんな人に財産を預けるのは怖いというイメージを持たれている方が多い。

最終的に決めるのは家庭裁判所ですが、後見人の候補者を書くこともできますし、任意後見という手続きもありますので、そういった周知も含めて、例えば「後見人になってもらいたい人」、「なってもらいたい機関」を選択肢から選んでもらうというような設問があるといいかと思えます。

行政としてもこの制度を活性化させていくには、大きく体制を整えておかないといけないと思うので、なり手を確保するという意味でも、そういった設問があると住民の方々にこういう人も後見人になれますよという周知にもなるのかなと思いました。

四條健康福祉部次長

こちらのアンケートですが、対象者は3,000人ですけれども高齢者の方のみに送るものではないというのが実際でして、どれ位の割合で高齢者の方に届くかというのは、現在の高齢化率32.6%から言うと3分の1の1,000人位、正直残り2,000人の方は高齢者ではないかと思われます。

そういうところに、誰に成年後見人になって欲しいですかという質問は、具体すぎるのではないかと率直に今思いました。

むしろ聞かれても答えられない方が多くなるのかなと思ひまして、今回この成年後見制度についての設問を設けたところの1つの意味としては、まずは成年後見制度を知っていただくという、先ほど説明が不足しましたが、問38は必要だと思うが100%になることを願って質問しているものです。

必要ではないという人がいるかもしれないですけど、これがほぼ100%になるだろうと想定して問39を設定している作りになっていますので、まずは成年後見制度とい

うものを十分に知らない方にも、上の制度説明のところで成年後見制度を知っていただくことがまずこのアンケートの狙いです。

今ほど委員がおっしゃられたところはそこから1歩進んだ話になり、今回3,000の方に問うアンケートにすると、少し専門的過ぎる側面があるのではないかと感じました。ですので、そこは入れない方向で考えたいと思います。

五十嵐委員

はい。

もう1つ先ほどの続きですが、問39の回答は、問38の「必要だと思う」を選択した方だけにした方がやっぱりいいのでしょうか。

四條健康福祉部次長

これについては先ほどご説明したとおり、問38がほぼ100%になるという前提で作っております。

そこで「必要だと思わない」、「わからない」という方に、成年後見支援センターがあることを「知っていますか」と聞いても知らないだろうという、まずそういう作りで考えております。

「必要だと思う」そういった方に、成年後見支援センターはご存じですかと聞くものでして、委員のおっしゃることは全員に聞けばいいのではないかという話だと思いますが、「必要だと思わない」人にとって成年後見支援センターはそもそも意識の外だろうというところもありますので、「必要だと思う」に回答いただいた上で、問39進んでほしいといった意図があります。

赤川委員

今の質問と出された答えについて確認というか、それに加えてですけれども、後見制度について一番上に赤字で書かれてあるのはすごくいいと思います。

ただですね、今せっかくご意見をいただいているので、ここの中に、「家庭裁判所が選ぶときもありますし、自分の知っている方を推すこともできます。」「最終的には家庭裁判所が決めます。」といった内容を入れるのはいかがでしょうか。

そうすれば先ほどの質問は入れなくてもいいと思います。

これがあるとないとでは全然違うので、説明のところに、自分たちの意見も言えるけれども最終的には家庭裁判所が決めます。」といった文言として入れていただくことはできないでしょうか。

星野介護保険課長

選び方としては2通りありまして、家庭裁判所が選ぶ法定後見と本人の意思能力がまだある時点で選ぶ任意後見がありますけれども、今委員がおっしゃっているのは法定後見の内容についてもう少し選任の過程などを記載した方がいいということでしょうか。

赤川委員

違います。今おっしゃったことをそのまま、「法定後見と任意後見があります。」と書いていただければと思います。

その文言が入ることによって、私はまだしっかりしているからできれば娘に後見人になってもらいたいという希望が叶うこともあるということが、このアンケートを見た方がわかるようにしていただいた方が、安心感が違うと思います。

四條健康福祉部次長

わかりました。

文言はお任せいただくとして、ご自分でご家族などを指定して後見人になってもらう任意後見制度がありますといったフレーズを加えるということによろしいですか。

赤川委員

そうです。

米内山部会長

他にはご意見等はありませんか。

次第4「その他」で事務局から何かございますか。

元木管理課長

次回の本審議会の開催時期は、8月頃を予定しております。

改めてご案内させていただきますので、その際にはよろしくお願いいたします。

米内山部会長

それでは本日の審議会はこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。

閉会